平成２７年（フ）第１４６号
京都市左京区下鴨水口町９番地３
債務者　久岡　俊治
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
京都市左京区静市市原町27番地　浄雲壱番館204
債務者　**徳**田　恒行
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１－４棟809号
債務者　日影舘　薫（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９６号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　37棟501号
債務者　糸﨑　孝生
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１１号
京都市右京区嵯峨野芝野町28番地　芝野町住宅H棟１号
債務者　右田　静子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
京都市中京区壬生東檜町31番地１
債務者　小川　義和
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
京都府宇治市六地蔵奈良町58番地の６　202号、前住所京都府宇治市木幡西中33番地　ユニ宇治川マンション２棟602号
債務者　保田　憲一
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
京都市山科区大宅打明町６番地　大宅市営団地１棟306号
債務者　土井　典子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地３－403
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１９号
京都市伏見区向島鷹場町104番地８　向島市営住宅10－１棟410号
債務者　大橋　正次
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
京都府京丹後市大宮町善王寺450番地の４
債務者　中野　嘉人
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第６９号
沖縄県豊見城市字豊見城374番地３　レオパレス若夏102号室
債務者　惠良　博志
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１７号
北海道岩見沢市栗沢町北本町163番地13
債務者　佐々木秀樹
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１８号
北海道岩見沢市栗沢町北本町163番地13
債務者　佐々木貴子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第２７号
山口県宇部市大字妻崎開作320番地３
債務者　小野　明彦
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３５号
山口県山陽小野田市高千帆２丁目19番１号
谷岡一幸方
債務者　谷岡美代子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３６号
山口県山陽小野田市高千帆２丁目19番１号
債務者　谷岡　嘉子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所宇部支部